

成年後見制度利用支援事業の実績報告【障がい福祉課・高齢介護課】

1. 成年後見制度利用支援事業とは

認知症高齢者、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の成年後見制度の利用を支援し対象のかたが希望する日常生活を営むことができる環境整備の実現に役立てることを目的として実施している。

(1) 市長申立て

認知症、知的障がい又は精神障がいの状態にあるため、判断能力が不十分で、日常生活を営むことに支障があるかた等で2親等内に親族がない等の理由で申立てができないかたに対して、市が代わって成年後見審判の申立てを行ないます。

(2) 申立てに要する費用助成

費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難なかたに、後見開始審判の申立てに必要な手数料、登記印紙代、鑑定料及び診断書の作成費用その他後見開始等審判の申立てに必要な費用を助成します。

(3) 成年後見制度の業務に対する報酬助成

費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難なかたに、成年後見制度の業務に対する報酬について家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した報酬額の範囲内で、費用を助成します。

○報酬助成金の上限額

在宅 月額28,000円（年額336,000円）

施設 月額18,000円（年額216,000円）

2. 実績（できれば対象者ごと、類型ごとに掘り下げ）

障がい福祉課	市長申立て	申立て費用助成	報酬助成
H27	0	0	3
H28	0	0	3
H29	1	0	3
H30	0	1	3
R1	0	0	3

○市長申立ての詳細

療育手帳を所持している障がいのある人への経済的虐待ケース

高齢介護課	市長申立て	申立て費用助成	報酬助成
H 2 7	3	0	2
H 2 8	4	3	4
H 2 9	3	1	1 1
H 3 0	1	5	1 7
R 1	1	2	1 5

○市長申立ての傾向

高齢かつ独居であり地域からの相談によりケース対応からつながることが多い。

3. 現状

障がい福祉課

報酬助成の利用数は横ばいで推移している。報酬助成に関しては経済状況が変わらないため、毎年同じ方が利用されている。利用に際しては後見人等になられた司法書士のかたなどから問い合わせが入ることが主である。この事業の周知方法として、障害福祉のしおりに掲載しており、手帳交付の際に当該しおりを渡しているほか、ホームページでも周知を行っている。ケース対応の中で、成年後見制度が必要な方については情報提供し、成年後見制度につながるよう支援している。

高齢福祉課

市長申立て及び費用助成利用者数は横ばいで推移している。報酬助成については登録者が増加傾向にある。制度内容については、あしやの高齢者福祉と介護保険（パンフレット）及びホームページに掲載している。高齢者生活支援センター等と連携し制度を必要とする高齢者のかたを支援している。

4. 課題（共通）

成年後見制度を必要とする方がもれなく制度につながるよう、引き続き個別ケースの中で関係機関と連携し支援していく必要がある。特に虐待ケースなどでは当該制度の活用も視野に入れておく必要がある。またこの利用支援事業が必要なかたが、情報にアクセスしやすくなるような方法を検討していく必要がある。